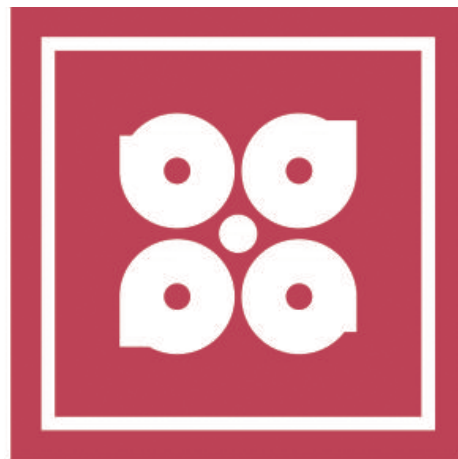


第21期 定時株主総会 招集ご通知



AP HOLDINGS

開催日時 2022年6月28日(火曜日) 午前10時
(受付開始予定時刻：午前9時)

開催場所 東京都新宿区市谷八幡町8番地
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
8階大ホール

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	19
連結計算書類	42
計算書類	44
監査報告	46

<新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、本株主総会の開催方針を以下の通りとさせていただきますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

- 可能な限り、書面又はインターネットによる議決権の行使をお願いいたします。
- ご来場の株主様におかれましては**マスクの着用**をお願いいたします。
- ご来場時に検温させていただき、発熱のある株主様及びご体調不良とお見受けした株主様はご入場をお断りさせていただきます。
また、ご入場時に手指の消毒をお願いいたします。
- 株主総会に出席する役員及び運営スタッフはマスクを着用して対応させていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、**会場を変更する場合もございます。ご出席の株主様は本株主総会前日に予め当社ウェブサイトをご確認ください。**

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて書面またはインターネットの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後6時50分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時
2 場 所	東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター8階大ホール (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	(1) 報告事項: 1. 第21期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結 計算書類監査結果報告の件 2. 第21期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 (2) 決議事項: 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の 付与のための報酬決定の件
4 インターネット開示 に関する事項	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定 に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類 には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監 査等委員会又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。 ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」 ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」 ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、会場への入場開始は午前9時を予定しており、それ以前の入場はできかねますのでご承知おさください。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://ap-holdings.jp/>)

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日時 2022年6月28日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年6月27日(月曜日) 午後6時50分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月27日(月曜日) 午後6時50分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読み取り機能付のスマートフォン又は携帯電話を利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォン又は携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

議決権行使期限：2022年6月27日（月曜日）午後6時50分入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- ・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- ・「議決権行使コード」を入力
- ・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- ・「パスワード」を入力
- ・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
- ・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 9:00～21:00)

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、適正な内部留保の充実により、財務体質の健全性を確保するとともに、業績の状況や経営環境等を総合的に勘案した上で、配当の決定をしております。内部留保資金につきましては将来の事業発展のための投資や財務体質強化のための原資として活用させていただく所存であります。

当期の剰余金の配当につきましては、期末の財務状況を踏まえ、誠に遺憾ながら普通株式につきましては、引き続き無配とさせていただき、優先株式につきましては、発行時に定めた所定の計算による配当を実施いたしたいと存じます。

なお、優先株式に対する配当につきましては、その他利益剰余金を原資として、以下の通り実施いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

①A種優先株式 1株につき 50,410.96円 総額 50,410,960円

②B種優先株式 1株につき 29,476.71円 総額 8,843,013円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、以下のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>（新設）</p>	<p>（削除）</p> <p>（電子提供措置等） <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日ま</u></p>

現行定款	変更案
<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 2020年6月開催の第19期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第30条の定めるところによる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>でに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 2020年6月開催の第19期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第30条の定めるところによる。 <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> 第2条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件


現在の監査等委員でない取締役4名は、本株主総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び各自の専門性の高い分野等を総合的に検討した結果、当社の取締役として適任であると判断しております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。


候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	よね やま ひさし 米 山 久	代表取締役社長執行役員CEO 再任
2	の もと しゅう さく 野 本 周 作	取締役執行役員COO 再任
3	さと み じゅん こ 里 見 順 子	取締役執行役員 再任
4	たか しま ふみ お 高 島 郁 夫	社外取締役 再任 社外 独立
5	なか せ かず と 中 瀬 一 人	— 新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1 再任	 <p data-bbox="246 557 456 636">よね やま ひさし 米 山 久 (1970年11月9日生)</p>	<p data-bbox="511 311 1109 409">1999年11月 (株)ビーマインド 入社 2001年10月 (有)エー・ピーカンパニー (現当社) 設立 代表取締役社長</p> <p data-bbox="511 417 1109 480">2006年11月 (株)セブンワーク 代表取締役 2010年 5月 (株)地頭鶏ランド日南 代表取締役 (現任)</p> <p data-bbox="511 488 1109 551">2013年10月 (株)カゴシマバンズ 代表取締役 2020年 6月 当社 代表取締役社長執行役員CEO (現任)</p>	5,189,900株


■ 取締役候補者とした理由

米山久氏は、長年にわたる当社及びグループ会社での経営者としての豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものとして、当社取締役として適任であると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2 再任	 のもと しゅう さく 野本 周作 (1978年1月13日生)	2001年4月 松下電工(株) (現パナソニック(株)) 入社 2011年6月 (株)ローランド・ベルガー 入社 2016年11月 (株)ポジティブドリームパーソンズ 執行役員 2018年8月 当社 執行役員 海外・新規事業本部長 兼 生産流通統括本部長 2020年1月 当社 執行役員 九州塚田農場事業本部長 兼 海外・新規事業本部長 兼 生産流通統括本部長 2020年6月 当社 取締役執行役員COO (現任)	—


■ 取締役候補者とした理由


野本周作氏は、大手電機メーカーでの経営企画などの経験に加え、外資系コンサルティングファームを経て、国内外レストラン・バンケット事業等を統括する執行役員として外食・小売関連業務の知見を有しております。当社入社後も海外・新規事業と生産流通事業を統括し、更に外食事業の統括を行い、当社事業の業務執行全般における経験と実績を有することから、当社取締役として適任であると判断し、取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3 再任	 さと み じゅん こ 里見 順子 (1972年7月11日生)	2004年6月 (株)ヒヨキ 入社 2005年12月 当社 入社 2008年3月 当社 監査役 2009年6月 当社 企画広報部長 2011年3月 当社 取締役企画本部長 2018年6月 当社 取締役 2019年6月 (株)カゴシマバンズ 代表取締役 (現任) 2020年6月 当社 取締役執行役員 (現任) 2021年1月 (株)平城苑 社外取締役 (現任)	60,000株

■ 取締役候補者とした理由

里見順子氏は、上記略歴、地位及び担当のとおり、主に企画部門の責任者としての任務を通じ、当社及びグループ会社の事業活動に関し豊富な経験と高度の知識を有しており、当社取締役として適任であると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4 再任 社外 独立	 <p>たかしま ふみお 高島 郁夫 (1956年5月20日生)</p>	<p>1979年4月 マルイチセーリング(株) 入社 1990年7月 (株)バルス (現(株)Francfranc) 設立 常務取締役 1992年9月 同社 代表取締役社長 2017年2月 同社 代表取締役社長執行役員 2018年6月 当社 社外取締役 (現任) 2020年3月 (株)Francfranc 代表取締役社長CEO 2021年5月 (有)BLUE WEDGE 代表取締役 (現任)</p>	—
<p>■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>高島郁夫氏は、(株)Francfranc (元(株)バルス) を創業し、国内有数の雑貨専門店で成長させた経営手腕に加え、上場、非上場化や、海外展開、数多くの事業改革を実行してきたご経験から、当社に有益なご助言や率直なご指摘を戴くことが、当社経営の意思決定の健全性・透明性に資すると考え、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5 新任 社外 独立	 <p>なか せ かず と 中 瀬 一 人 (1980年4月19日生)</p>	<p>2004年4月 株式会社エリアクエスト入社 2005年8月 株式会社テレウェイヴ・リンクス入社 2007年8月 店舗サポートシステム株式会社入社 2009年4月 ユナイテッド&コレクティブ株式会社入社 2012年6月 同社取締役 2019年4月 エムライト株式会社代表取締役（現任） 2019年11月 株式会社ナシエルホールディングス取締役 2020年2月 ホクトシステム株式会社代表取締役</p>	—

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

中瀬一人氏は、外食企業の店舗開発・出店投資判断の豊富な経験と実績を有しております。更に、CFOとして外食企業の株式公開の経験もあり、当社経営の意思決定の健全性・透明性に資すると考え、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高島郁夫氏及び中瀬一人氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は高島郁夫氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。本株主総会において同氏が選任された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また中瀬一人氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、高島郁夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本株主総会において同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また中瀬一人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、米山久氏、野本周作氏、里見順子氏及び高島郁夫氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、各氏が原案通り再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約は、各氏が会社法第430条の2第1項に定める費用及び損失の全部又は一部について法令の定める範囲内において当社が補償することを内容としております。また中瀬一人氏が選任された場合には、同様の補償契約を締結する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が選任された場合、各氏は当該保険の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時に同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件


現在の監査等委員である取締役3名は、本株主総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。


なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。


監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	ひめの あきら 姫野 彰	— 新任 社外 独立
2	とうじ よしひろ 田路 至弘	社外取締役 再任 社外 独立
3	ふく やま まさし 福山 将史	— 新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1 新任 社外 独立	 ひめの あきら 姫野 彰 (1959年4月13日生)	1982年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2010年4月 同社監査部第三室長 2015年6月 伊藤忠食品株式会社監査役	—
<p>■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 姫野彰氏は、総合商社において海外駐在経験とともに、多様な事業・グループ会社を対象としたリスク管理・内部統制・内部監査の豊富な経験と実績を有しております。更に、食品流通会社の監査役の経験もあり、当社の生産流通子会社を含むグループ全体の内部統制に対して、監査等委員として職務の適切な遂行を期待して、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2 再任 社外 独立	 たうじ よしひろ 田路 至弘 (1959年8月21日生)	1982年4月 (株)神戸製鋼所 入社 1988年10月 司法試験 合格 1991年4月 弁護士登録 岩田合同法律事務所 入所 1997年8月 リチャード・バトラー法律事務所 (パリ・ロンドン) にて執務 2011年6月 TANAKAホールディングス(株) 社外監査役 (現任) 2018年6月 当社 社外取締役 (現任)	200株
<p>■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 田路至弘氏は、弁護士の観点から殊にコンプライアンス面で有益なご助言・ご指導を戴けることを期待しています。加えて、他社の社外役員などの経験が豊富な点や、東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター (IBC) 客員教授としての経験などから、経営全般についてのご助言も期待し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏は現在当社の社外取締役であります、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3 新任 社外 独立	 ふく やま まさ し 福 山 将 史 (1974年9月24日生)	1998年4月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2006年1月 福山公認会計士事務所所長 (現任) 2008年6月 (株)ルーキー代表取締役 (現任) 2010年5月 (株)セイムポート代表取締役 (現任) 2014年4月 (株)ブロードバンドセキュリティ社外監査役 (現任) 2021年1月 (株)平城苑社外監査役 (現任)	—

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

福山将史氏は、公認会計士として会計の豊富な知見と監査経験とともに、外食企業を含む多くの企業の監査役としての経験と実績を有しており、有益なご助言・ご指導を頂けることを期待し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 姫野彰氏、田路至弘氏及び福山将史氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、田路至弘氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。当社は、本株主総会において同氏が選任された場合は、あらかじめ同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また姫野彰氏及び福山将史氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、田路至弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本株主総会において同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また姫野彰氏及び福山将史氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

スキル・マトリクス

(取締役会メンバーのスキル・マトリクス)

	経営全般	ブランド・ 出店戦略	マーケティング	商品開発	ICT・DX	財務・会計	法務・ リスク管理	備考
米山 久	○	○						指名報酬諮問委員会委員
野本 周作			○		○			
里見 順子			○	○				
高島 郁夫	○	○						指名報酬諮問委員会委員長
中瀬 一人		○				○		
姫野 彰							○	
田路 至弘							○	指名報酬諮問委員会委員 弁護士
福山 将史						○		公認会計士

(注) 各人の有するスキルのうち主なもの最大2つに○を附しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2020年6月25日開催の第19期定時株主総会において、年額500,000千円以内（うち社外取締役分50,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有進め、新型コロナウイルス経営からの再建を促すことを目的として、上記の報酬枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額50,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容

に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、当社の第21期事業報告37頁をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組

組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 業績条件を設定した場合の取扱い

当社の取締役会において予め業績条件を設定した場合において、当該業績条件の達成度に応じて、当社は、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、合理的に調整するものとする。この場合、当社は、上記(3)の定めに従い、当社の取締役会において予め設定した業績条件の達成度が確定した時点をもって、業績の達成度に応じた数の本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

(添付書類)

■ 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、弱さも見られました。感染症に加え、ウクライナ情勢等による不透明感がみられ、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意していく必要のある状況が続くと懸念されます。

外食業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言などの行政からの要請による長期の休業、営業時間短縮等に伴う来客数の減少に加え、リモートワークの拡大等による都市部、郊外を問わず会食や宴席の減少があり、非常に厳しい経営環境が続いております。また、居酒屋業界においても、来店客数は戻り始めたものの、依然として苦境に喘いでおります。

このような環境の中、当社グループにおきましては消費環境の変化に対応し、付加価値の高い商品の開発や販売におけるサービスの更なる強化に取り組んでおります。「食のあるべき姿を追求する」というグループ共通のミッションのもと、既存ブランドの再構築及び居酒屋よりも食事に重点を置いた新ブランド開発に加え、電子商取引やテイクアウト・デリバリーといった、生産者との継続的な深い関わりに基づく商品力を基軸とした新たなビジネスに取り組むなど、事業モデルの転換に努めております。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に寄与すべく、当社グループの店舗の大半を行政要請があったほぼ全期間営業自粛したことにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金が3,845百万円、雇用調整助成金が1,370百万円、臨時休業による特別損失が1,462百万円発生しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は7,997百万円（前年同期比10.6%減）、営業損失は3,769百万円（前年同期は営業損失3,611百万円）、経常利益は1,598百万円（前年同期は経常損失2,357百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は31百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失3,546百万円）となりました。

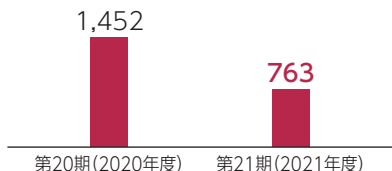
	第20期 (2020年度)	第21期 (2021年度)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	8,941	7,997	10.6%減
営業利益又は営業損失(△)	△3,611	△3,769	—
経常利益又は経常損失(△)	△2,357	1,598	—
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)	△3,546	31	—

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

生産流通事業

売上高

(単位：百万円)



生産流通事業では、「生販直結モデル」の一部として、地鶏、鮮魚、青果物などの生産及び流通事業を行っております。食産業全般において、仕入価格の不安定化が事業課題になっておりますが、当社グループにおいては主要食材を当社グループ会社や安定した契約農家などから調達できることが事業の安定化につながり強みとなっております。

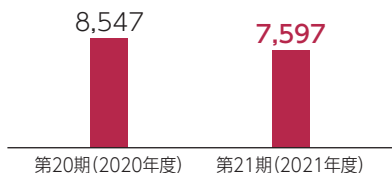
直近では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による販売事業の売上高減少等により、地鶏の生産量や野菜の流通量は大幅に減少しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は763百万円（前年同期比47.5%減）、セグメント損失は202百万円（前年同期はセグメント損失231百万円）となりました。

販売事業

売上高

(単位：百万円)



販売事業では、「生販直結モデル」の一部として、外食店舗を運営しております。

当連結会計年度の全店舗売上が、前年同期比△11.1%となりました。これは新型コロナウイルス感染症拡大防止に寄与すべく、当社グループの店舗の大半を行政要請があったほぼ全期間営業自粛したことによるものであります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は7,597百万円（前年同期比11.1%減）、セグメント損失は3,567百万円（前年同期はセグメント損失3,379百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は622,748千円であり、主に販売事業における国内外での外食店舗の出店によるものです。

(3) 資金調達の状況

当社は、金融機関より短期及び長期借入として3,340,000千円の資金調達を行いました。

また、当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末におけるコミットメントラインの総額は2,000,000千円で、借入実行残高はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2021年7月1日付で完全子会社である(株)イー・ピーカンパニーを分割会社とする新設分割により、「株式会社AP B.CUE」「株式会社AP Restory」の2社を同社の完全子会社として設立いたしました。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、「日本の食のあるべき姿を追求する」というグループ共通のミッションのもと、「生販直結モデル」の事業展開を通じて、第一次産業の活性化と高品質低価格の実現による、食産業における生産者、販売者、消費者のALL-WINの達成を目指しております。

① 販売戦略の再構築と事業エリアの選別

当社グループの販売事業は、地鶏と鮮魚をメインとする平均客単価4,000円前後の外食店舗（居酒屋）を、主に首都圏において展開しています。ここ数年、既存店売上が低迷するなかで本部経費が高止まり、収益力の低下を招く結果となりました。

この事態に対処するため、ブランド、店舗業態及び商品構成を、顧客や市場動向を分析しながら的確に行い、国内の既存店販売力を向上させます。また、新規事業・海外事業は事業展開の業態・エリアの選別を図り、選択と集中を果敢に実行することで業績向上を推進してまいります。加えて、宅配弁当事業や小売り用のプライベートブランド商品の開発販売などの外食以外の事業は、中期的な施策として中食や小売、通販などの販売形態の多角化を継続して検討していく方針です。また、売上高に見合う水準に本部経費の見直しを行うことなどにより、筋肉質の体制を構築してまいります。

② 感染症及び大規模災害等への対応強化

重篤な感染症の拡大、地震・台風等の自然災害及び大規模火災等により、当社グループの店舗が大規模な被害を受け、又は事業活動が停滞する可能性があります。本部経費の圧縮、人件費の変動費化などにより固定費を圧縮すると共に、中食や通販などの多角化を図ることで特定の地域・業態に偏らない事業ポートフォリオを構築してまいります。

殊に新型コロナウイルス感染症のような長期間且つ広範囲に亙る感染症においては、政府・地方公共団体の要請に応じ長期間の休業に至り大きな損失を被ることから、政府等の支援策等を活用しつつできる限りのコストカットを行って企業の存続を図りながら、休業中の人材を再教育することで店舗運営のレベルアップ、新業態・新商品の開発などを進め、感染症収束後に備えてまいります。

③ 提携産地の開拓と取組産業の拡充

当社グループの生産流通事業は、宮崎県、鹿児島県、北海道を主な提携産地として、畜産業（地鶏）及び漁業（鮮魚）を主な取組産業として自社生産及び流通を行っております。今後、全国の第一次産業の生産地と直接提携関係の構築を進めながら、卸売市場や仲卸を通さない漁業生産者との直接ネットワークの拡大と、取扱品目拡大の取組みを継続していく方針です。

④ 店舗の収益性の維持、向上

外食業界においては、低価格志向と高価格志向の二極化の傾向がみられますが、価格競争力だけでなくサービス力や商品力のある高付加価値を提供している企業の収益は好調に推移しております。その中で当社グループの販売事業は、マーケット状況に応じた商品投入を図りながら生産情報などの付加価値を提供することで中価格帯とされる平均客単価4,000円前後を維持又は向上させる戦略をとる方針です。

⑤ 生産流通事業の収益性の維持、向上

当社グループの生産流通事業は、地鶏、青果物や鮮魚などの主要食材について、農漁業生産者との直接取引又は自社生産による中間流通コストの圧縮と共に、生産の過程で生じる余剰品や未利用品の商品化や「今朝獲れ便」による鮮度向上等の付加価値向上を行っております。今後、そのノウハウを活用し、外部の飲食店や小売店を対象とした卸売販売を強化していくことで、収益の拡大を図っていく方針です。

⑥ 衛生管理・環境問題対応の強化、徹底

食産業においては、食中毒や食品アレルギーなど食品事故の発生により、食品の安全性、商品表示の正確性に対する社会的な要請が強くなっております。また、食品ロスやプラスチックの廃棄など環境への配慮も強く求められております。当社グループの各店舗、事業所では、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底すると共に、定期的に本社人員による店舗監査や生産子会社への監査及び外部検査機関による検査と改善を行います。加えて、商品表示・環境問題への啓蒙等を行うことで、今後も食産業に求められるコンプライアンス体制の強化を行っていく方針です。

⑦ 人材の確保及び教育の強化

当社グループでは、事業拡大において出店店舗数を増加させていると共に、販売促進に関して一定の権限を店舗スタッフに付与し、各自の判断でサービスを提供していることから、従来からの少子化、若年層の減少により雇用対象者が減少するなかで、人材の確保及び教育を経営上の課題であると考えております。人材の確保については、自社採用ホームページを含むアルバイト採用の強化、新卒採用及び管理職を含む効率的な中途採用を継続していく方針です。人材の教育については、人事本部を中心として経営陣も率先して参加することで社内教育体制の強化を図っております。

⑧ 生産流通体制の維持

当社グループの生産流通事業における施設面、人材面の体制は、当社グループの事業規模に合わせて順次整備を行ってまいりました。一般的に生産面では計画から収穫・出荷までの生産期間、流通面では流通経路等の整備に相応の期間を要するため、中長期的な観点から、養鶏場や加工場、物流拠点などの施設管理と、農漁業や物流・加工などの専門知識、技術を有する人材の採用と教育を行っていく方針です。

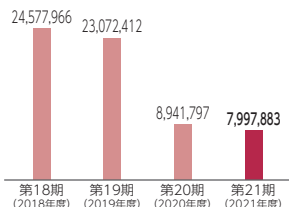
⑨ 経営管理組織の充実

当社グループは、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取組みが不可欠であると考えております。そのため、企業規模の拡大の基盤となる経営管理組織を拡充していくため、今後においても意思決定の明確化、ダイバーシティを考えた組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査等委員会監査並びに監査法人による監査との連携を強化して、ガバナンスの強化を図ってまいります。

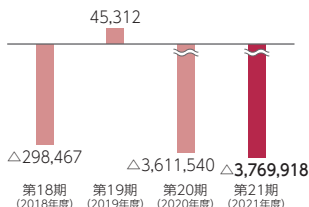
(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

売上高
(単位：千円)



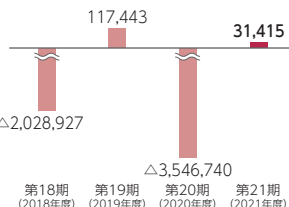
営業利益または営業損失 (△)
(単位：千円)



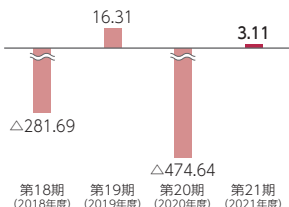
経常利益または経常損失 (△)
(単位：千円)



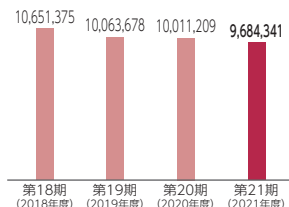
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失 (△)
(単位：千円)



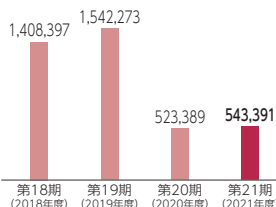
1株当たり当期純利益または当期純損失 (△)
(単位：円)



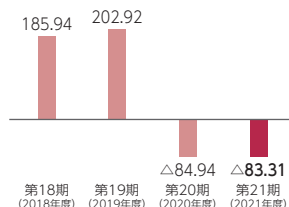
総資産
(単位：千円)



純資産
(単位：千円)

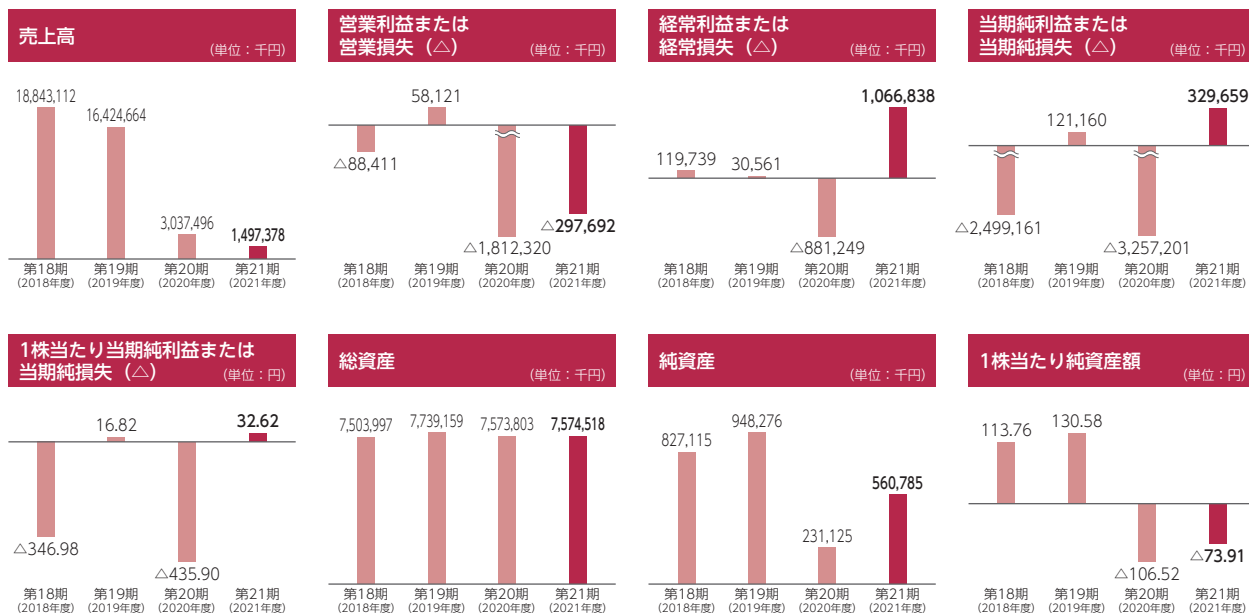


1株当たり純資産額
(単位：円)



	第18期 (2018年度)	第19期 (2019年度)	第20期 (2020年度)	第21期 (当期) (2021年度)
売上高	(千円) 24,577,966	23,072,412	8,941,797	7,997,883
営業利益または営業損失(△)	(千円) △298,467	45,312	△3,611,540	△3,769,918
経常利益または経常損失(△)	(千円) △91,983	11,199	△2,357,946	1,598,512
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失(△)	(千円) △2,028,927	117,443	△3,546,740	31,415
1株当たり当期純利益または当期純損失(△)	(円) △281.69	16.31	△474.64	3.11
総資産	(千円) 10,651,375	10,063,678	10,011,209	9,684,341
純資産	(千円) 1,408,397	1,542,273	523,389	543,391
1株当たり純資産額	(円) 185.94	202.92	△84.94	△83.31

② 当社の財産及び損益の状況の推移



	第18期 (2018年度)	第19期 (2019年度)	第20期 (2020年度)	第21期 (当期) (2021年度)
売上高 (千円)	18,843,112	16,424,664	3,037,496	1,497,378
営業利益または営業損失(△) (千円)	△88,411	58,121	△1,812,320	△297,692
経常利益または経常損失(△) (千円)	119,739	30,561	△881,249	1,066,838
当期純利益または当期純損失(△) (千円)	△2,499,161	121,160	△3,257,201	329,659
1株当たり当期純利益または当期純損失(△) (円)	△346.98	16.82	△435.90	32.62
総資産 (千円)	7,503,997	7,739,159	7,573,803	7,574,518
純資産 (千円)	827,115	948,276	231,125	560,785
1株当たり純資産額 (円)	113.76	130.58	△106.52	△73.91

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
(株)エー・ピーカンパニー	1,000千円	100.0%	飲食店経営
(株)地頭鶏ランド日南	4,200千円	100.0%	地鶏の飼育、加工、販売
(株)新得ファーム	3,000千円	100.0%	地鶏の飼育、加工、販売
AP Company International Singapore Pte.,Ltd.	SGD4,500,000	100.0%	飲食店経営
(株)エーピーアセットマネジメント	10,000千円	100.0%	ファンドへの出資の募集及び運用
エー・ピー投資事業有限責任組合	183,643千円	50.0% (0.1%)	6次産業化事業体への投資
(株)カゴシマバンズ	31,500千円	74.25% (25.0%)	地鶏の飼育、加工、販売
新鮮組フードサービス(株)	50,000千円	100.0%	飲食店経営
AP Company USA Inc.	USD500,000	100.0%	飲食店経営
AP Company Kalakaua LLC	USD200,000	100.0% (100.0%)	飲食店経営
(株)塚田農場プラス	20,000千円	100.0%	弁当製造販売
AP Bijinmen 1 LLC	USD200,000	100.0% (100.0%)	飲食店経営
AP Company Hong Kong Co.,Limited.	HKD36,750,000	100.0%	経営管理
PT.APC International Indonesia	IDR12,969百万	100.0% (95.0%)	飲食店経営
(株)リアルティスト	10,000千円	100.0% (100.0%)	飲食店経営
AP Place Hong Kong Co., LTD.	HKD14,700,000	100.0%	飲食店経営
(株)APスタンディングフーズ	5,000千円	100.0% (100.0%)	飲食店経営
(株)AP B.CUE	10千円	100.0% (100.0%)	飲食店経営
(株)AP Restory	10千円	100.0% (100.0%)	飲食店経営

(注) 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

(11) 主要な事業内容

事業別	事業内容
生産流通事業	地鶏の生産、青果物の直接買入及び販売 他
販売事業	店舗における飲食店経営、ライセンス販売、弁当製造販売 他

(12) 主要な営業所及び工場

① 主要な営業所

業 態	店舗数	主要店舗
塚田農場など	86店舗	新宿東口店・梅田阪急東通店・あべのハルカス店・品川高輪店
四十八漁場・墨之栄・なきざかななど	23店舗	池袋東口店・エキニア横浜店・川崎店・日本橋
希鳥・焼鳥つかだ・ やきとりスタンダード・若どり屋	15店舗	恵比寿店・中目黒店・田町店・神田淡路町店・横浜西口店
関根精肉店・芝浦食肉・平澤精肉店・ 裏の山の木の子など	12店舗	八王子店・大森店・川崎店
串亭・二平など	12店舗	恵比寿本店・日本橋三越前・渋谷ストリーム店
その他	31店舗	中目黒・綱島

② 主要な生産拠点

所在地	施設名	内 容
宮崎県日南市	養鶏場	みやざき地頭鶏の養鶏
	雛センター	種鶏の飼育、孵化
	処理場	食鳥処理
	加工場	食肉二次加工
宮崎県東諸県郡綾町	雛センター	種鶏の飼育、孵化
宮崎県日向市	養鶏場	みやざき地頭鶏の養鶏
宮崎県西都市	処理加工場	食鳥処理、食肉二次加工
北海道上川郡新得町	養鶏場	食鳥処理、食肉二次加工
宮崎県延岡市	事業所	定置網漁業
鹿児島県霧島市	処理加工場	食鳥処理、食肉二次加工
	雛センター	種鶏の飼育、孵化

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

当期末従業員数	前連結会計年度末比増減
696 [395] 名	△66 [△47] 名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト）は、年間平均雇用人員（1日1人8時間換算）を [] 外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
50 [4] 名	△1 [△2] 名	35.9歳	2.9年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト）は、年間平均雇用人員（1日1人8時間換算）を [] 外数で記載しております。

(14) 主要な借入先

借入先	借入額 (千円)
(株)りそな銀行	1,723,518
(株)みずほ銀行	796,000
(株)商工組合中央金庫	715,600
日本政策金融公庫	610,852
(株)宮崎銀行	600,234

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 24,000,000株

(2) 発行済株式の総数 10,108,044株

(自己株式数225,206株を除く。)

(内訳)

① 普通株式 10,106,744株

② A種優先株式 1,000株

③ B種優先株式 300株

(3) 株主数

① 普通株式 16,529名

② A種優先株式 1名

③ B種優先株式 1名

(4) 大株主

① 普通株式

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
米山 久	5,189	51.35
MTRインベストメント株式会社	675	6.78
オイシックス・ラ・大地株式会社	562	5.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	346	3.43
ゲームフリーク1号基金投資事業有限責任組合	193	1.91
株式会社ONODERAGROUP	100	0.99
エー・ピーカンパニー従業員持株会	62	0.62
里見順子	60	0.59
吉野勝己	49	0.48
野村證券株式会社	40	0.40

(注) 持株比率は自己株式 (225,206株) を控除して計算しております。

② A種優先株式

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合	1,000	100

③ B種優先株式

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
SB・A2号投資事業有限責任組合	300	100

(5) その他株式に関する重要な事項

2021年3月26日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が行われ、新たな株式の種類として追加されたA種優先株式1,000株とB種優先株式300株を2021年3月29日付で、第三者割当の方法により発行いたしました。なお、該当株式には議決権がありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

第2回新株予約権

当社は、2018年3月8日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社代表取締役である米山久に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、2018年3月26日に付与いたしました。

新株予約権の数	2,228個
新株予約権と引換えに払い込む金銭	1,782,400円（新株予約権1個につき800円）
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 222,800株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 841円
新株予約権を行使することができる期間	2021年7月1日から2033年8月25日まで
増加する資本金及び資本準備金	①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の金額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の割当日	2018年3月26日

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、2019年3月期から2025年3月期までの7事業年度のうち、いずれかの事業年度において、のれん償却前営業利益（当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益の金額に、連結キャッシュ・フロー計算書におけるのれん償却額の金額を加算したもの）が、一度でも16.5億円を超過した場合に限り、割当を受けた新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
2. 新株予約権者は、新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
3. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
4. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

第3回新株予約権

当社は、2018年3月8日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、時価発行新株予約権信託の受託者である小嶋敏夫氏に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、2018年3月26日に付与いたしました。

新株予約権の数	7,428個
新株予約権と引換えに払い込む金銭	5,942,400円（新株予約権1個につき800円）
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 742,800株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 841円
新株予約権を行使することができる期間	2021年7月1日から2033年8月25日まで
増加する資本金及び資本準備金	①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の金額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の割当日	2018年3月26日

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、新株予約権を行使することができず、受託者より新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「新株予約権者」という。）のみが新株予約権を行使できることとする。
2. 受託者より新株予約権の交付を受けた者（以下、「受益者」という。）は、2019年3月期から2025年3月期までの7事業年度のうち、いずれかの事業年度において、のれん償却前営業利益（当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益の金額に、連結キャッシュ・フロー計算書におけるのれん償却額の金額を加算したもの）が、一度でも16.5億円を超過した場合に限り、交付を受けた新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
3. 受益者は、新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であること、または当社もしくは当社の関係会社と顧問契約もしくは業務委託契約を締結している関係にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
4. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
5. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	兼職する他の法人等の名称	兼職の内容
代表取締役社長 執行役員CEO	米 山 久	(株)エー・ピーカンパニー (株)地頭鶏ランド日南 (株)新得ファーム AP Company International Singapore Pte.,Ltd. (株)カゴシマバンズ 新鮮組フードサービス(株) (株)塚田農場プラス AP Company USA Inc. PT.APC International Indonesia (株)リアルティスト (株)APスタンディングフーズ	代表取締役 代表取締役 代表取締役 DIRECTOR 取締役 代表取締役 取締役 President DIRECTOR 代表取締役 取締役
取締役執行役員 COO	野 本 周 作	(株)エー・ピーカンパニー AP Company International Singapore Pte.,Ltd. AP Company USA Inc. (株)塚田農場プラス AP Company Hong Kong Co.,Limited PT.APC International Indonesia AP Place Hong Kong Co., LTD. (株)リアルティスト (株)APスタンディングフーズ	取締役 DIRECTOR Secretary and Treasurer 取締役 DIRECTOR DIRECTOR DIRECTOR 取締役 取締役
取締役執行役員	里 見 順 子	(株)エー・ピーカンパニー (株)地頭鶏ランド日南 (株)カゴシマバンズ (株)エーピーアセットマネジメント (株)都農ワイン (株)平城苑	取締役 取締役 代表取締役 取締役 取締役 社外取締役
取締役	高 島 郁 夫	(株)BLUE WEDGE	代表取締役

地位	氏名	兼職する他の法人等の名称	兼職の内容
取締役 (常勤監査等委員)	杉谷 仁 司	(株)イー・ピーカンパニー (株)地頭鶏ランド日南 (株)イーピーアセットマネジメント (株)カゴシマバンズ 新鮮組フードサービス(株) (株)塚田農場プラス (株)リアルティスト (株)APスタンディングフーズ	監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役
取締役 (監査等委員)	田路 至 弘	岩田合同法律事務所 TANAKAホールディングス(株)	代表パートナー 社外監査役
取締役 (監査等委員)	佐藤 信 之	(株)epoc (株)epocトレーディング (株)FIND (株)串カツ田中ホールディングス (株)ギフト	代表取締役 代表取締役 社外監査役 社外監査役 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
2. 取締役高島郁夫氏、田路至弘氏、佐藤信之氏は社外取締役であります。
3. 当社は、取締役高島郁夫氏、田路至弘氏および佐藤信之氏について東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員田路至弘氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役米山久氏、野本周作氏、里見順子氏、高島郁夫氏、杉谷仁司氏、田路至弘氏及び佐藤信之氏と、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項に定める費用及び損失の全部又は一部について当社が補償することとしております。
6. 当社と各取締役（業務執行取締役を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員に対する賠償、会社に関する賠償およびこれらに係る費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役（監査等委員含む）であります。

(2) 会社役員報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く）	4人	59,075千円
取締役（監査等委員）	3人	18,550千円
合計	7人	77,625千円

- (注) 1. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2020年6月25日開催の定時株主総会において決議いただいております年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含みません）の範囲で取締役会にて決定しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役員数は4名です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、常勤、非常勤の別、監査業務等を勘案し、2020年6月25日開催の定時株主総会において決議いただいております年額50,000千円以内の範囲で各監査等委員である取締役の協議にて決定しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役員数は3名です。

(3) 役員報酬等の決定方針の決定方法及び当該方針の内容

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能させることを目的として決定されるものとする。

2. 取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

- ・当社の取締役の報酬等は、月例の金銭による固定報酬である基本報酬のみとし、個人別の報酬等（基本報酬）の額は、当社の業績や経営内容、社会情勢、各取締役の役割に応じた貢献度合い、在任年数のほか他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等がある場合には、業績連動報酬等に係る指標の内容および業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

- ・該当事項なし。

4. 非金銭報酬等がある場合には、非金銭報酬等の内容および非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

- ・該当事項なし。
5. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
- ・該当事項なし。
6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に係る委任に関する事項
- 取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員で構成する指名報酬諮問委員会において議論し、同委員会の意見を踏まえて取締役会において決定されており、その決定の客観性及び透明性が確保されていることから、取締役会は上記の決定方針に沿うものであると判断しています。
7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法
- ・ 取締役の個人別の報酬等の内容について、取締役会は、その決定に当たり、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名報酬諮問委員会の答申を得るものとする。
8. その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項
- ・ 該当事項なし。

以上

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	兼職先	当該他の法人等との関係
取締役 高島郁夫	(有)BLUE WEDGE (代表取締役)	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員) 田路至弘	岩田合同法律事務所 (代表パートナー) TANAKAホールディングス(株) (社外監査役)	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員) 佐藤信之	(株)epoc (代表取締役) (株)epocトレーディング (代表取締役) (株)FIND (社外監査役) (株)串カツ田中ホールディングス (社外監査役) (株)ギフト (社外取締役・監査等委員)	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

氏名	活動状況
取締役 高島郁夫	当事業年度に開催された取締役会全17回のうち17回に出席いたしました。上場会社の役員経験及び豊富な事業経験に基づく見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、経営会議等において、各事業や部門の責任者に対して必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 田路至弘	当事業年度に開催された取締役会全17回のうち16回、監査等委員会全13回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、経営会議等において、各事業や部門の責任者に対して必要な発言を適宜行っております。さらに、監査等委員会においては、議案審議等に必要発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 佐藤信之	当事業年度に開催された取締役会全17回のうち17回、監査等委員会全13回のうち13回に出席いたしました。上場会社の役員経験及び豊富な事業経験に基づく見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、経営会議等において、各事業や部門の責任者に対して必要な発言を適宜行っております。さらに、監査等委員会においては、議案審議等に必要発言を適宜行っております。

(注) 当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額（千円）	29,500
当事業年度に係る会計監査人の非監査証明業務に基づく報酬等の額（千円）	-
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（千円）	30,500

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	4,136,361
現金及び預金	1,489,548
売掛金	444,224
棚卸資産	641,575
未収入金	1,104,221
その他	456,792
固定資産	5,542,261
有形固定資産	3,293,902
建物及び構築物	2,840,655
工具、器具及び備品	237,685
その他	215,562
無形固定資産	130,567
のれん	108,425
ソフトウェア	20,832
その他	1,309
投資その他の資産	2,117,791
投資有価証券	283,069
敷金及び保証金	1,545,165
長期前払費用	145,733
繰延税金資産	138,844
その他	10,373
貸倒引当金	△5,394
繰延資産	5,718
株式交付費	5,718
資産合計	9,684,341

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	4,205,970
買掛金	348,992
短期借入金	2,188,000
1年内返済予定の長期借入金	785,866
未払金	287,677
未払費用	505,861
未払法人税等	15,747
未払消費税等	34,697
その他	39,128
固定負債	4,934,978
長期借入金	4,770,818
繰延税金負債	20,793
その他	143,366
負債合計	9,140,949
(純資産の部)	
株主資本	544,391
資本金	50,000
資本剰余金	548,254
利益剰余金	320,990
自己株式	△374,853
その他の包括利益累計額	△86,348
為替換算調整勘定	△86,348
新株予約権	7,724
非支配株主持分	77,624
純資産合計	543,391
負債純資産合計	9,684,341

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		7,997,883
売上原価		3,488,526
売上総利益		4,509,356
販売費及び一般管理費		8,279,275
営業損失		△3,769,918
営業外収益		
雇用調整助成金	1,370,164	
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	3,845,673	
受取利息及び配当金	2,079	
為替差益	88,901	
協賛金収入	27,678	
その他	247,696	5,582,194
営業外費用		
支払手数料	31,340	
支払利息	115,821	
持分法による投資損失	17,066	
シンジケートローン手数料	14,850	
株式交付費償却	2,983	
その他	31,701	213,762
経常利益		1,598,512
特別利益		
固定資産売却益	2,883	
受取補償金	41,206	44,090
特別損失		
固定資産除却損	31,294	
減損損失	111,696	
臨時休業による損失	1,462,228	
その他	3,752	1,608,971
税金等調整前当期純利益		33,632
法人税、住民税及び事業税	13,444	
法人税等調整額	△12,803	640
当期純利益		32,991
非支配株主に帰属する当期純利益		1,575
親会社株主に帰属する当期純利益		31,415

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	2,998,566
現金及び預金	594,128
売掛金	28,110
商品	2,643
前払費用	168,478
関係会社短期貸付金	31,000
関係会社立替金	4,437,530
未収入金	228,732
貸倒引当金	△2,503,791
その他	11,734
固定資産	4,570,234
有形固定資産	2,274,509
建物	2,049,755
工具、器具及び備品	157,872
その他	66,882
無形固定資産	16,617
ソフトウェア	16,617
投資その他の資産	2,279,106
関係会社株式	532,202
関係会社出資金	49,863
敷金及び保証金	1,209,864
関係会社長期貸付金	755,362
長期前払費用	88,751
繰延税金資産	54,232
貸倒引当金	△419,732
その他	8,563
繰延資産	5,718
株式交付費	5,718
資産合計	7,574,518

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	3,002,183
買掛金	1,142
1年内返済予定の長期借入金	646,480
未払金	141,787
未払費用	298,687
未払法人税等	2,495
預り金	12,367
短期借入金	1,730,000
関係会社短期借入金	150,000
関係会社未払金	6,667
前受収益	371
その他	12,184
固定負債	4,011,549
長期借入金	3,899,200
関係会社事業損失引当金	20,741
その他	91,607
負債合計	7,013,733
(純資産の部)	
株主資本	553,060
資本金	50,000
資本剰余金	548,254
その他資本剰余金	548,254
利益剰余金	329,659
圧縮積立金	15,468
繰越利益剰余金	314,190
自己株式	△374,853
新株予約権	7,724
純資産合計	560,785
負債純資産合計	7,574,518

招集
ご通知

株主
総会参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,497,378
売上原価		214,224
売上総利益		1,283,154
販売費及び一般管理費		1,580,846
営業損失		△297,692
営業外収益		
受取利息及び配当金	20,672	
為替差益	31,381	
助成金収入	1,427,821	
協賛金収入	26,546	
その他	11,403	1,517,825
営業外費用		
期限前弁済手数料	31,340	
支払利息	88,548	
シンジケートローン手数料	14,850	
株式交付費償却	2,983	
その他	15,571	153,293
経常利益		1,066,838
特別利益		
受取補償金	41,206	
関係会社事業損失引当金戻入益	23,795	65,002
特別損失		
固定資産除却損	31,294	
関係会社貸倒引当金繰入額	831,637	862,931
税引前当期純利益		268,909
法人税、住民税及び事業税	2,495	
法人税等調整額	△63,245	△60,750
当期純利益		329,659

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社エー・ピーホールディングス
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 木 村 直 人
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 相 馬 裕 晃
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エー・ピーホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・ピーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。

これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社エー・ピーホールディングス
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 木 村 直 人
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 相 馬 裕 晃
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エー・ピーホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。

これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

株式会社エー・ピーホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 杉谷仁司 ㊞

監査等委員 田路至弘 ㊞

監査等委員 佐藤信之 ㊞

(注) 監査等委員 田路至弘及び監査等委員 佐藤信之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

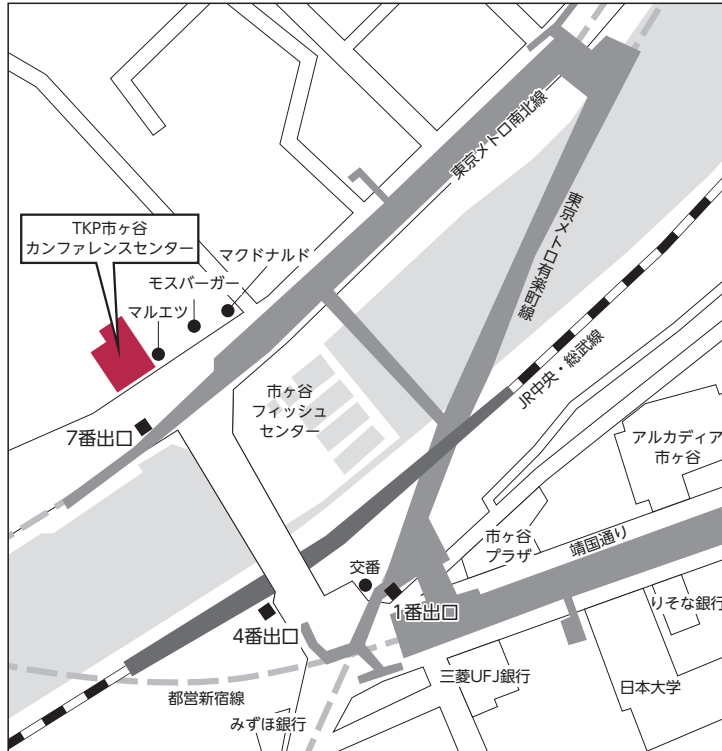
定時株主総会会場ご案内図

会場

TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 8階大ホール
東京都新宿区市谷八幡町8番地 連絡先03-5227-6911

交通

J	R	① 中央・総武線「市ヶ谷」駅から	徒歩約3分
都営地下鉄		② 新宿線「市ヶ谷」駅 4番出口から	徒歩約5分
東京メトロ		③ 有楽町線「市ヶ谷」駅 7番出口から	徒歩約1分
東京メトロ		④ 南北線「市ヶ谷」駅 7番出口から	徒歩約1分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお飲み物及びお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。